

開発公園の引継ぎについて

○開発行為の申請時（当初）の確認事項

- ① 引継ぎをする際の公園は、1筆での登記とし、登記地目は公園としてください。
- ② 引継ぎからの概ね2年間は、開発者等で公園の維持管理（除草など年2～3回）をしてください。
- ③ 宅地販売の際には、「購入者の皆様へ.pdf」（東広島市HP〈<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/toshi/6/2/39462.html>〉よりダウンロードしてください）を購入者へ配布し、内容について説明してください。

○以下の点を図面に記載してください。

- ① グレーチングの切断部に補強筋と錆止めを塗布し、鋭角となる部分は角落しすること。
- ② 構造物・ボルト等の突起や鋭利な箇所がないように施工すること（ボルトは袋ナットとすること）。
- ③ 境界プレートは官地側に設置し、外周部の境界プレートは突起を生じさせないように施工すること。
- ④ 車止めにつける南京錠は、「solhardNO.2500 シリンダーパッドロック同一鍵 30mm、NO.323」とすること。
- ⑤ 公園名を図示すること
（重複等がないよう事前に都市整備課公園係へ相談すること。東広島市HP〈<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/toshi/6/2/37335.html>〉にて公園台帳を公開しておりますので参考にしてください。）